第七十八条中「前条」を「第七十六条」に、「、口頭弁論における陳述の録音及び法廷における写真の撮影等の制限」を「及び口頭弁論における陳述の録音」に改める。

第八十八条第二項中「通話者及び通話先の場所の確認をしなければ」を「次に掲げる事項を確認しなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一　通話者

二　通話者の所在する場所の状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること。

第八十八条第三項前段中「通話先の電話番号」を「同項第二号に掲げる事項」に改め、同項後段を削る。

第九十一条第三項前段中「通話先の電話番号」を「次項において準用する第八十八条（弁論準備手続調書等）第二項第二号に掲げる事項」に改め、同項後段を削り、同条第四項中「（弁論準備手続調書等）」を削る。

第九十六条第一項中「当事者が遠隔の地に居住しているときその他」を削り、同項ただし書を削り、同条第三項を次のように改める。

3　第一項の方法による手続を行い、かつ、裁判所又は受命裁判官がその結果について裁判所書記官に調書を作成させるときは、同項の方法による手続を行った旨及び次項において準用する第八十八条（弁論準備手続調書等）第二項第二号に掲げる事項を調書に記載させなければならない。

第九十六条第四項中「（弁論準備手続調書等）」を削る。

第百十二条中第五項を第六項とし、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　裁判長は、相当と認めるときは、前項前段の規定にかかわらず、同項前段に規定する署名押印に代えて、宣誓書に宣誓の趣旨を理解した旨の記載をさせることができる。

第百三十四条中「、第三項及び第五項」を「から第四項まで及び第六項」に改める。

第百六十三条第一項中「裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官（以下この章において「及び「」という。）」を削る。

（民事調停規則の一部改正）

第二条　民事調停規則（昭和二十六年最高裁判所規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の次に次の一条を加える。

（当事者に対する住所、氏名等の秘匿）

第二十三条の二　調停手続における申立てその他の申述については、民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第一編第七章の規定を準用する。この場合において、同規則第五十二条の十二第一項中「この規則の規定（第五十二条の十二第一項中「この規則の規定（秘匿事項届出書面の記載事項等）第一項を除く。次項において同じ。）」とあるのは「非訟事件手続規則（平成二十四年最高裁判所規則第七号）の規定」と、同条第二項中「この規則」とあるのは「民事調停規則（昭和二十六年最高裁判所規則第八号）第二十四条において準用する非訟事件手続規則（平成二十四年最高裁判所規則第七号）の規定」と、同条第二項中「この規則」とあるのは「民事調停規則第二十四条において準用する非訟事件手続規則」と読み替えるものとする。

第二十四条本文中「規定」の下に「（同規則第二章第八節、第四十四条及び第四十九条第二項を除く。）」を加え、同条ただし書を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同規則第二条第一項第二号中「非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号。以下「法」という。）第四十二条の二」とあるのは、「民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）第二十一条の二」と読み替えるものとする。

第二十五条第一項第二号中「（平成八年最高裁判所規則第五号）」を削る。

（企業担保権実行手続規則の一部改正）

第三条　企業担保権実行手続規則（昭和三十三年最高裁判所規則第五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「規定」の下に「（同規則第三十条の二及び第三十条の三の規定を除く。）」を加える。

（借地非訟事件手続規則の一部改正）

第四条　借地非訟事件手続規則（昭和四十二年最高裁判所規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の次に次の一条を加える。

（当事者に対する住所、氏名等の秘匿・法第六十一条）

第二十三条の二　法第四十一条の事件の手続における申立てその他の申述については、民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第一編第七章の規定を準用する。この場合において、同規則第五十二条の十二第一項中「この規則の規定（第五十二条の十（秘匿事項届出書面の記載事項等）第一項を除く。次項において同じ。）」とあるのは「非訟事件手続規則（平成二十四年最高裁判所規則第七号）の規定」と、同条第二項中「この規則」とあるのは「非訟事件手続規則」と読み替えるものとする。

2　法第四十一条の事件に対する非訟事件手続規則第二条の規定の適用については、同条第一項第二号中「非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号。以下「法」という。）第四十二条の二」とあるのは、「借地借家法（平成三年法律第九十号）第六十一条」とする。

3　法第四十一条の事件については、非訟事件手続規則第二章第八節の規定は、適用しない。

（民事訴訟費用等に関する規則の一部改正）

第五条　民事訴訟費用等に関する規則（昭和四十六年最高裁判所規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第二の五の項イ中「取消しの申立て」の下に「、秘匿決定等の取消しの申立て、秘匿決定等により閲覧等が制限される部分につき閲覧等をすることの許可を求める申立て」を加える。

（船舶所有者等責任制限事件手続規則の一部改正）

第六条　船舶所有者等責任制限事件手続規則（昭和五十一年最高裁判所規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の二中「関しては」の下に「、その性質に反しない限り」を、「規定」の下に「（同規則第三十条の二及び第三十条の三の規定を除く。）」を加える。

（民事執行規則の一部改正）

第七条　民事執行規則（昭和五十四年最高裁判所規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二中「関しては」の下に「、その性質に反しない限り」を、「規定」の下に「（同規則第三十条の二及び第三十条の三の規定を除く。）」を加える。

第百三十八条第一項及び第百五十条中「第百五十六条第三項」を「第百五十六条第四項」に改める。

第百五十条の六第四項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　発行者は、第百五十条の八において読み替えて準用する法第百六十一条の二第一項に規定する供託命令の送達を受けたときは、第一項に規定する金銭をその履行地の供託所に供託しなければならない。

第百五十条の八中「第百五十八条」の下に「、法第百六十一条の二」を、「裁判所書記官は」と」の下に「、法第百六十一条の二第一項中「差押えに係る金銭債権」とあるのは「差押えに係る振替債等の全額又は差押えに係る民事執行規則第百五十条の五第一項第一号に掲げる振替新株予約権付社債についての社債」と、「債務の履行地」とあるのは「その履行地」と、「第三債務者に命ずる命令（以下この条及び第百六十七条の十において「供託命令」という。）」とあるのは「発行者に命ずる命令（以下この条において「振替社債等供託命令」という。）」と、同条第二項中「供託命令は、第三債務者」とあるのは「振替社債等供託命令は、発行者」と」を加える。

第百五十条の十二第四項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第三債務者は、第百五十条の十五において読み替えて準用する法第百六十一条の二第一項に規定する供託命令の送達を受けたときは、第一項に規定する金銭を債務の履行地の供託所に供託しなければならない。